

全老健災害相互支援プロジェクト（DMSP）
プロジェクトB（災害支援職員派遣）事前登録要綱

（目的）

第1条 大規模自然災害発生時に被災地の介護老人保健施設に対し、全老健災害相互支援プロジェクト（以下、「DMSP」という）のプロジェクトB（災害支援職員派遣）による支援を迅速に実施するため、事前に公益社団法人全国老人保健施設協会会員施設より災害支援職員を募り、災害支援職員派遣登録台帳に登録する。なお、被災地での活動経験者を優先的に被災施設へ派遣し、経験に基づいた専門的な支援を早期に提供することにより、被災施設の復興活動をより円滑に進めることを目指す。

（事前登録実施機関）

第2条 災害支援職員の登録は公益社団法人全国老人保健施設協会（以下「全老健」という。）において行う。

（事前登録条件）

第3条 災害支援職員として登録する者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- （1）全老健会員施設の職員であって、災害が発生した際に、被災施設等でDMSPのプロジェクトB（災害支援職員派遣）の職員として活動する意志があり、所属施設が本事前登録することを承認した者であること。
- （2）原則として5日間程度、連続した支援活動ができること。
- （3）電子メールおよびスマートフォンにより災害支援に関する連絡が受け取れること。

（事前登録手続き）

第4条 事前登録は以下の手続きで行う。

- （1）全老健会員施設は、災害支援職員派遣登録票（別紙【様式1-1】【様式1-2】）を全老健へ提出する。
- （2）前項により申込書を受理した場合、全老健は災害支援職員派遣登録台帳に必要事項を記載し、登録を行う。
- （3）全老健は、前項により登録を完了した災害支援職員派遣登録者（以下「登録者」という。）に対し、登録証を発行する。

（個人情報の取扱い）

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の支援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

（情報提供及び研修、訓練等）

第6条 全老健は、登録者に対し必要な情報を提供するとともに、研修等を行う。

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害支援職員派遣登録変更届(様式1-3)を全老健に提出するものとする。

(登録の抹消)

第8条 全老健は、次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者が、災害支援職員派遣登録辞退届(様式4)を提出したとき。
- (2) 登録者が、公序良俗に反する行為等をしたとき。

(損害保険の加入)

第9条 登録者は、災害支援活動中の事故等に備え、損害保険に加入するものとし、当該保険料は全老健が負担する。

(活動内容)

第10条 登録者は、次の各号における活動を行うものとする。

(1) 登録者の活動

被災地の介護老人保健施設において、介護業務、相談援助業務、介護サービス全般等について活動するとともに、被害状況及び支援ニーズの把握や業務継続が可能となるための施設整備(片付け、支援物資の搬送搬入)業務等、被災施設への支援が円滑に行われるように活動を行う。また、DMSPのプロジェクトB(災害支援職員派遣)により派遣された職員に対し、円滑に業務を引き継ぐための業務を行う。

(2) 登録者の活動報告について

被災地の介護老人保健施設における活動報告については、【様式3】に基づき、全老健へ提出する。

(その他)

第11条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。